

空き家所有者の方へ～空き家登録から契約までの流れ～

1	協力事業者等の選択 媒介契約の締結	◆協力事業者等（※）と売買・賃貸借の媒介契約を締結して下さい。 （※）町の空き家バンク事業への協力を表明している宅地建物取引業を営む者、又は空き家バンクへの登録を希望する方が、個別に希望する宅地建物取引業を営む者
2	空き家バンク 登録申請	◆登録には次の書類を地域整備課建設室へご提出ください。 （下記の申請書類は協力事業者と相談の上、準備願います。） ①空き家等情報登録申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） ③登録カード（様式第3号） ④媒介契約書の写し ⑤固定資産税納税通知書の写し又は登記事項証明書の写し ⑥空き家等が所在する土地の公図の写し ⑦その他、町長が必要と認める書類（空き家の内観・外観写真・間取図）
3	空き家現地調査	◆所有者立ち会いのもと、協力事業者が空き家の現地調査を行います。 ※大規模な改修が必要な場合や安全性に問題がある場合は、登録をお断りすることがあります。
4	空き家情報公開	◆町ホームページ、at home 空き家バンク、LIFULL home's 空き家バンクで情報を公開します。
5	問合せ・連絡・調整	◆問い合わせがあった際には、町と協力事業者が空き家の所有者と利用希望者との日程調整を行います。
6	現地見学	◆利用希望者からの要望により空き家の見学を行います。町の担当も同行します。 ※内見希望が複数あった場合には、問い合わせの順番に別日にご案内します。 また、複数の希望をいただいた場合、町のHP情報は「商談中」と表示し、athome・LIFULL サイトについては「非公開」とし、最後の方の内見が終わりましたら、商談結果により再度情報を公開します。 ※冬季間の内見については、積雪状況や除雪対応可否、安全性等の状況を考慮した上、協力事業者と対応を相談します。
7	交渉・契約	◆町は、売買や賃貸の交渉・契約に関して仲介行為は行いません。 ※空き家バンクへの登録は無料ですが、利用希望者と物件の契約（売買・賃貸借）を締結する際は、協力事業者に対し、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。詳細は協力事業者へご確認ください。